

資料編

| | |
|-----------------------|----|
| 自殺対策基本法 | 46 |
| 自殺総合対策大綱の概要 | 50 |
| 高知県自殺対策連絡協議会設置要綱・委員名簿 | 53 |
| 用語解説 | 56 |

自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）

最終改正：平成28年3月30日法律第11号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基

本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱

（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ

効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に

付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

高知県自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 近年全国的に自殺者が増大している中で、本県の自殺死亡率は全国でも高い順位で推移しており、全県的な自殺予防に向けた取り組みが求められている。このため、関係機関が連携し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的として、高知県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 自殺予防対策に関すること
- (2) 各関係機関の役割と連携のあり方に関すること
- (3) 自殺予防のための啓発・広報等に関すること
- (4) その他自殺対策に関すること

(構成及び任期等)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長は協議会を総理する。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、高知県子ども・福祉政策部長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課において処理す

る。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 6月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年 6月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年 6月 8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年 8月 8日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

高知県自殺対策連絡協議会 委員一覧

(令和3年10月1日～令和5年9月30日)

| | 氏名 | 現職 | 備考 |
|----|--------|-----------------------|-------|
| 1 | 川田 誠一 | 高知県医師会 常任理事 | 医療関係 |
| 2 | 岡田 和史 | 高知県精神科病院協会 副会長 | 医療関係 |
| 3 | 佐々木 真人 | 高知県薬剤師会 常務理事 | 医療関係 |
| 4 | 山光 康雄 | 高知いのちの電話協会 理事長 | 相談機関 |
| 5 | 西森 啓助 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 副会長 | 関係機関 |
| 6 | 數井 裕光 | 高知大学医学部 教授 | 学識経験者 |
| 7 | 松本 信乃 | 高知弁護士会 会員 | 学識経験者 |
| 8 | 川井 大輔 | 高知県司法書士会 企画部員 | 学識経験者 |
| 9 | 高橋 淳二 | 高知産業保健総合支援センター 所長 | 労働関係 |
| 10 | 吉本 雄一 | 高知労働局労働基準部健康安全課長 | 労働関係 |
| 11 | 山岡 正史 | 高知新聞社 編集局長 | 報道機関 |
| 12 | 豊田 誠 | 高知市健康福祉部健康推進担当理事 | 市町村 |
| 13 | 長森 伸一 | 四万十町健康福祉課長 | 市町村 |
| 14 | 浅野 公之 | 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課長 | 警察 |
| 15 | 池田 尚久 | 高知県立消費生活センター所長 | 行政機関 |
| 16 | 山崎 正雄 | 高知県立精神保健福祉センター所長 | 行政機関 |
| 17 | 福永 一郎 | 高知県保健所長会会長 (安芸福祉保健所長) | 行政機関 |
| 18 | 山中 常嘉 | 高知県心の教育センター所長 | 行政機関 |

用語解説

《あ 行》

あったかふれあいセンター

子どもから高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集える場としての「集い」のほか、相談や訪問活動のなかで支援が必要な人に対して直接生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、高知型地域共生社会の拠点。

いのち支える自殺対策推進センター

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の研究や検証等を実施する、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が定める指定調査研究等法人。

エジンバラ産後うつ病質問票

産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた10項目の質問票。活用することにより、産後の母親に対して効果的な支援を行う。

SOS の出し方教育

子どもが現在起きている、又は今後起こりそうな危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人などにSOSを出すこと）ができるようにするとともに、友人等の援助希求を受け止め、ともに考えようとする姿勢を育む教育。

《か 行》

がん相談支援センター

全国の「がん診療連携拠点病院」や「地域がん診療病院」等に設置されている、がん患者・家族等の相談窓口。

きもちメーター

全児童生徒に配布したタブレット端末を活用し、個々の児童生徒が入力した自分の気持ちや状況を早期に把握することができるツール。

緊急学校支援チーム

児童生徒の生命に関わるような事案等に対し、専門的な見地から助言を行うために専門家（弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員）と県教育委員会事務局職員によって組織された緊急支援体制。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。

高知いのちの電話

人生の困難、危機にさらされながら、誰ひとり相談できる人もなく、自殺、精神の危機、生活の崩壊に追い詰められた人たちに再び生きる喜びと勇気を見つけ出していただくために、自殺予防の電話相談をボランティア活動によって行っている民間団体。

高知家の女性しごと応援室

就職・転職・起業など働くことを希望する女性の就労を支援する相談窓口。

高知産業保健総合支援センター

厚生労働省が所管する「独立行政法人労働者健康安全機構」の運営する公的機関であり、産業医等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的としている。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

男女共同参画の社会づくりに向けて、様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設。女性のための一般・専門相談、男性のための悩み相談に加えて、性的指向・性自認に関する専門相談を行う。

こうち難病相談支援センター

療養生活に関する様々な悩みや不安を抱える難病患者・家族等の相談窓口。

心の教育センター

多様な相談を一元的に受理し、学校及び関係機関との連携を密接に図りながら、課題の改善に向けて支援を行う相談機関。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じた支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供している。 ※平成 29 年度より法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）

子どものこころの診療ネットワーク事業

発達障害、うつ、摂食障害、不登校、自殺・自傷、虐待、親の精神的課題、身体合併症など、子ども（主に小学生～高校生）の心の診療ニーズの高い事例に早期に対応するため、県内の関係機関が連携した地域の支援体制。

《さ 行》

災害派遣精神医療チーム（DPAT）

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神

保健活動の支援を行う専門的チーム。

自殺・依存症対策ネットワーク会議

自殺や依存症関連問題などの様々な悩み、生きづらさを抱えた人を地域のなかで包括的に支援していけるよう、各機関の取組共有と連携強化のための意見交換等を行うことを目的に実施している連絡会議。

自殺企図

死ぬことを目的として自身を傷つけたり、自殺行動に及ぶこと。自殺未遂を含む結果として死には至らなかったものを示す。

自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の大綱。

自殺対策基本法

自殺による死亡者数が高い状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺対策推進センター

全国 47 都道府県ならびに 20 政令指定都市に設置されており、管内のエリアマネージャーとして、市町村自殺対策計画の策定や進捗管理支援等を行うとともに、自殺対策としての「地域づくり」を総合的に推進する役割の機関。

自殺統計（警察庁）

捜査等により、自殺であると判明した時点で作成した自殺統計原票を集計した統計。総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

自殺念慮

死にたいという思い、自殺することについて思いを巡らすこと。

自死遺族

身近な人や大切な人を自死によって亡くされたご家族。

思春期相談支援センター「PRINK」

思春期の子どもの予期しない妊娠の予防を含めて、思春期の子どもたちに性に関する正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する悩みなどが気軽に相談できる場所として県が開設したもの。令和

4年現在、県立塩見記念青少年プラザ4階に開設し、オープンスペースを構え、電話相談や予約での面接相談等を実施している。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、従来の縦割りの制度サービスでは対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3事業を一体的に取り組むことで市町村の包括的な支援体制を整備する事業。

少年サポートセンター

少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を行うため、警察本部少年課内に設置されている組織。

女性相談支援センター

様々な悩みや困難を抱える女性からの相談に対応し、必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援を行う県の機関。また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持ち、性別にかかわらずDV被害者への支援も行う。

自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口であり、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援や、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認を実施。

人口動態統計

厚生労働省が行う住居地を基に一定期間に起こる人口の変化に影響する事柄の統計。日本における日本人を対象としている。

スーパーバイズ

複雑困難ケースへの支援や自殺の事後対応としての組織対応等について、その分野の熟練した専門家や管理者（スーパーバイザー）がアドバイス・指導をすること。

スクールカウンセラー

カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決を支援する心の専門家。

スクールソーシャルワーカー

法律や制度を活用して児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の橋渡しを行うことにより、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

性犯罪・DV・ストーカー等相談電話

相談者を女性に限定することなく、性犯罪被害に遭う等した男性や性的マイノリティにも幅広く対応

するため、旧の女性被害相談電話「レディースダイヤル 110 番」から改称。原則、警察本部において 24 時間対応を実施している。

セクシャルハラスメント

性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

《た 行》

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域産業保健センター

労働者 50 名未満の小規模事業場の事業主や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している公的機関。

地域の見守り活動協定事業者

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、民間事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会、高知県の 3 者で締結する「高知県における地域の見守り活動に関する協定」において、日常業務の範囲で、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合、速やかにその地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡・通報することにご協力いただく民間事業者。

《な 行》

日本一の長寿県構想

本県の保健、医療、福祉の課題解決に向けて、これまで取り組んできた施策に新たな取り組みも加えて、平成 22 年 2 月にとりまとめた構想。「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して、策定後の様々な変化に的確に対応しながら、より政策効果が上がるように、毎年見直しを行うこととしている。

《は 行》

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適性な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為。

ひとり親家庭相談支援アプリ

ひとり親家庭支援センターの公式 LINE。登録すると最新のお知らせが自動で届くとともに、自分の悩みごとから支援制度を調べたり、無料法律相談（離婚前の方も可）の予約や、チャットでの問合せ等が行える。

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の経済的自立をサポートするため、就業支援や生活の悩みなど幅広い相談の窓口として高知県と高知市が共同で開設している機関。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的な支援を行う者。

母子保健コーディネーター

子育て世代包括支援センター（母子保健型）に配置される保健師等の専門職で、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定したり、様々な悩み等に対する相談支援や、必要な支援のコーディネートを行う。

《わ 行》

若者サポートステーション

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労など社会的自立に向けた支援を行う機関。

ワンストップ支援センター（性暴力被害者サポートセンターこうち）

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り1か所で提供する支援施設。高知県、高知県警察、高知県産婦人科医会、高知弁護士会、検察庁や裁判所などの法律専門家などとの連携体制を基盤とし、被害者支援を行っている。

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

TEL : 088-823-9669

FAX : 088-823-9260

【ホームページ（自殺を防ぐために）】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060801/jisatuyobou.html>